

産業廃棄物適正処理ガイドブック概要版

～産業廃棄物は排出事業者の責任で適正に処理しましょう～

適正処理のポイント

- 1 廃棄物の種類を見極めて分別・保管
- 2 許可業者への委託・契約書の作成
- 3 マニフェストの交付
- 4 最終処分されたことの確認

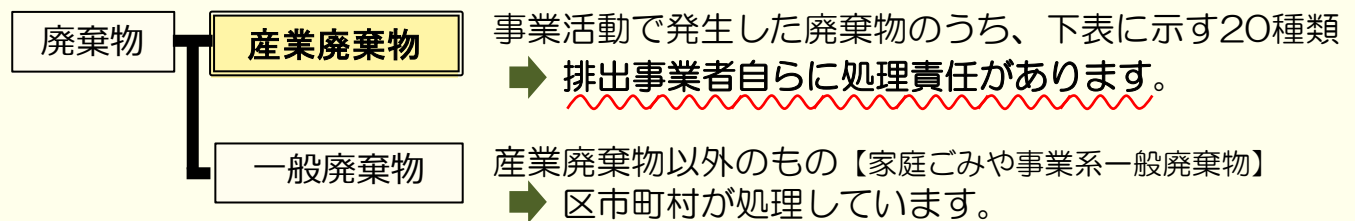


1 廃棄物の種類を見極めて分別・保管

それって産業廃棄物？ 一般廃棄物？ 種類は？ >



●産業廃棄物とは、事業活動から出てきた廃棄物であって法律で列挙するものをいいます。



産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、すべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムくずは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくず、金属の研磨くず、切削くずなど、不要となった金属
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボード、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設や産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじんなど
排出される業種等が限定されるもの	(13) 紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の紙くず（注：オフィスから出る紙は事業系一般廃棄物）
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業の木くず、貨物の流通のために使用したパレット
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業の天然繊維くず（注：合成繊維くずは廃プラスチック類）（注：小売店などから出る天然繊維は事業系一般廃棄物）
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（注：飲食店から出る厨芥は事業系一般廃棄物）
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体

(20) 汚泥のコンクリート固型化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの

●廃棄物は、リサイクルしやすいように分別し、適正に保管してください。
火災や爆発、環境汚染の原因となる**充電式電池（リチウムイオン電池等）**やガスボンベ、**スプレー缶**、ライター、**水銀使用製品等**の有害物質などは分別し、他の廃棄物に混ぜないでください。

より詳しい情報は**ガイドブック**をご参照ください。

産業廃棄物適正処理ガイドブック 東京都

🔍 検索！

2 許可業者への委託・契約書の作成

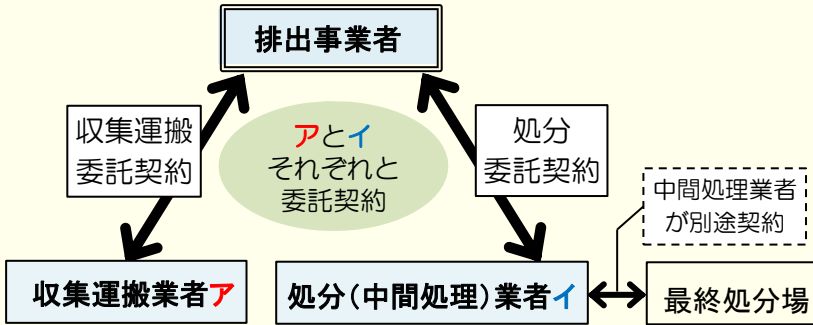
信頼できる業者に委託しましょう！



- 産業廃棄物の処理は、許可を受けた収集運搬業者と処分業者に委託する必要があります。また、書面での委託契約書の作成が必要です。

無許可業者への委託は法律違反です！

①収集運搬業者と処分業者のそれぞれと契約



ポイント1

許可を受けた処理業者を探す方法

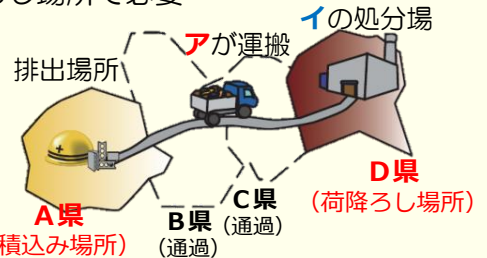
○東京都の[HP](#)で検索

産業廃棄物処理業者情報の検索 東京都 検索

○(一社)東京都産業資源循環協会に問合せで紹介してもらう
⇒TEL 03-5283-5455

ポイント2

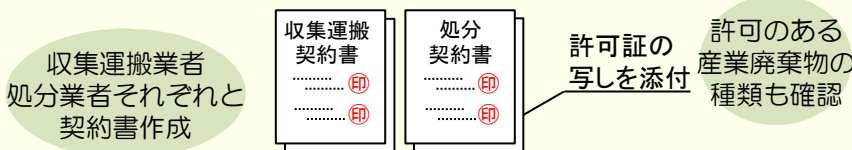
収集運搬の許可は積込み場所と荷降ろし場所が必要



業者アはA県とD県の許可が必要です。契約する際に許可証で確認してください！

②必ず書面で契約書を作成

契約書の記載事項が法律で定められています。
⇒東京都の[モデル契約書](#)を参考にしてください。



契約終了後、契約書を5年間保存する必要があります。

※法律で定められた処理基準に従って、排出事業者が自ら運搬・処分することも認められています。

3 マニフェストの交付

マニフェストの交付は排出事業者の義務です！



- 産業廃棄物の処理を委託する際には[マニフェスト](#)という伝票を交付する必要があります。

①排出事業者がマニフェストを交付

産業廃棄物の中身や数量等を確認し、必要事項を記入して、廃棄物を引渡すときにB～E票を許可業者に交付します。その際に、A票を排出事業者の控えとして保存します。

②返送されたマニフェストの確認

収集運搬、中間処理及び最終処分が終了すると、それぞれB2票、D票、E票が戻ってくるので、A票（控え）と突合し、指定した処理が行われたか等を確認します。

③保管

A票、B2票、D票、E票は5年間保存する必要があります。



※マニフェストを交付した排出事業者には、[電子マニフェスト](#)を利用した場合を除き、管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられています。

4 最終処分されたことの確認

怠ると不法投棄の責任を取らされちゃうかも！



- 返送されたマニフェストE票を確認し、最終処分が終了したことを確認してください。虚偽記載があった場合や法定期間内に返送されない場合等には、[措置内容等報告](#)が必要です。
- 委託した業者が不法投棄等を行った場合に、排出事業者が最終処分されたことの確認等を怠っていたときは、措置命令（撤去費用の負担など）が出される可能性があります。